

令和7・8年度小清水町競争入札参加資格審査申請書提出要領

物品購入、役務の提供

令和7・8年度に小清水町が発注する「物品購入」及び「役務の提供」の競争入札（見積）参加資格審査申請書の受付を行いますので、この要領をよくお読みになり、誤りのないよう記載の上、提出してください。

なお、「工事」及び「測量・建設コンサルタント等業務」につきましては、（一財）北海道建設技術センターによる共同審査に参加しておりますので、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトにより申請してください。

1. 提出方法

- (1) 原則として郵送により提出してください。町内の申請者に限り持参提出を認めます。
- (2) 提出書類は、提出書類チェックシートにより確認の上、A4サイズのファイルに綴じ、表紙と背表紙に申請の表題・会社名を記載してください。
- (3) 受領書及び付票控えの返送を希望される場合は、必要額の切手を貼付けした返信用封筒を同封してください。返信用封筒の同封が無い場合、返送はできません。

2. 審査基準日

資格審査の基準日は、令和7年（2025年）1月1日です。

3. 受付期間

令和7年2月3日（月）～2月28日（金） 【2月28日消印有効】

4. 受付窓口

〒099-3698 斜里郡小清水町元町2丁目1番1号

小清水町役場 建設課建設係

持参提出の受付は、平日の8:45～17:30とし、昼休憩時間（12:00～13:00）を除きます。

5. 資格要件

小清水町が発注する契約に係る一般競争入札、及び指名競争入札に参加できる者は、(1)から(5)のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税のいずれも滞納していない者であること。
- (5) 以下に定める届け出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条に規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

6. 役務の提供の資格要件

役務の提供の参加資格を希望する場合は、次の①から③のいずれにも該当することとする。

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前1年間（決算期）に、その事業に係る売上高を有していること。
- ③ 許可等が必要な役務の提供の場合は、①及び②の要件に加え、許可・登録等がされている必要があります。

7. 提出書類の様式等について

- (1) 提出書類については、小清水町のホームページよりダウンロードしてご利用ください。
今回より、小清水町が審査を行う物品の購入、役務の提供の申請書等の様式が変更になりました。
- (2) 提出書類の記載方法等については、提出書類チェックシート、様式をご確認ください。
- (3) 様式に記載しきれない項目等があれば、別添として任意の様式で貼付してください。

8. お問い合わせ先

小清水町役場 建設課建設係

電話 0152-62-4475（建設課直通）

e-mail kensetumgr@town.koshimizu.hokkaido.jp